物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び 会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	***	再就職の	公益法人の	 の場合		
							落札率 (%)	役員の数 (人)		国所管、都 道府県所管 の区分	応札·応 募者数	備考
免疫蛍光分析装置接続作業	国立病院機構三重病院 院長 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357	R4.4.8	株式会社ミエデンシステムソリューション 三重県津市桜橋二丁目177番地3	パッケージソフトウェア等製造者による固有の仕組み(著作権)が備わっているシステムであり、他の業者に作業を行わせると安定的な稼働が担保されないため(会計規程§52IV)	-	1,529,000	I	I	_	_	ı	
分析装置FilmArray接続作業	新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業 研究 代表者 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357	R4.5.25	株式会社ミエデンシステムソリューション 三重県津市桜橋二丁目177番地3	パッケージソフトウェア等製造者による固有の仕組み(著作権)が備わているシステムであり、他の業者に作業を行わせると安定的な稼働が担保されないため(会計規程§52IV)	-	2,134,000	I	I	-		ı	
HER-SYSデータ解析委託契約	新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業研究 代表者 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357	R4.6.7	株式会社シフトゼロ 東京都港区芝浦1-1-1 浜松町ビルディン グ	研究の目的達成に著しい支障を 来すことなく臨床研究を支援することができる唯一の業者であるため (会計規程§52IV)	-	3,960,000	ı	_	_	_	ı	
超低温フリーザー購入契約	国立病院機構三重病院 院長 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357	R4.6.20	株式会社栄屋理化 三重県津市高茶屋小森上野町2836-1	予定価格が少額である場合(会計 規程§52V、契約事務取扱細則§ 17の3②)	-	1,485,000	I	I	ı	ı	I	
aibo法人向け売買契約	国立病院機構三重病院 院長 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357	R4.8.4	ソニーマーケティング株式会社 神奈川県藤沢市辻堂新町3-3-1	予定価格が少額である場合(会計 規程§52V、契約事務取扱細則§ 17の3②)	-	1,129,590	I	I	_	_	ı	
MRI機器修繕(マグネット圧力計 の交換)	国立病院機構三重病院 院長 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357	R4.8.5	エム・シー・ヘルスケア株式会社 東京都港区港南2-16-1 品川イーストタ ワー12階	緊急の必要により競争に付することができない場合(会計規程 § 52 Ⅳ)	-	1,146,200	I	1	_	_	1	
iPad Wi-Fiモデル 15台	国立病院機構三重病院 院長 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357	R4.8.9	有限会社マコト 三重県津市高茶屋小森町4090-1	予定価格が少額である場合(会計 規程§52V、契約事務取扱細則§ 17の3②)	-	1,473,285	I	I	-		ı	保護フィルム・ケー ス 各15個を含む。
超低温フリーザー購入契約	国立病院機構三重病院 院長 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357	R4.8.16	株式会社栄屋理化 三重県津市高茶屋小森上野町2836-1	予定価格が少額である場合(会計 規程§52V、契約事務取扱細則§ 17の3②)	-	1,485,000	-	-	_	-	-	

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び 会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	# 11 #	再就職の	公益法人の場合			
							落札率 (%)	役員の数 (人)		国所管、都 道府県所管 の区分	応札・応 募者数	備考
手術室3 照明器具更新 10台	国立病院機構三重病院院長 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357	R4.8.30	シンリョー特機株式会社 三重県津市乙部2013番地	予定価格が少額である場合(会計 規程§52V、契約事務取扱細則§ 17の3②)	-	1,595,000	-	_	_	_	-	
感染症データ分析ツール 購入	新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業研究 代表者 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357	R4.9.6	株式会社データベース 北海道札幌市北区北7条西5丁目8番5 号	予定価格が少額である場合(会計 規程§52V、契約事務取扱細則§ 17の3②)	-	1,595,000	-	-	-	_	_	
就業管理システム改修	国立病院機構三重病院 院長 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357	R4.9.20	株式会社ミエデンシステムソリューション 三重県津市桜橋二丁目177番地3	パッケージソフトウェア等製造者による固有の仕組み(著作権)が備わているシステムであり、他の業者に作業を行わせると安定的な稼働が担保されないため(会計規程§52IV)	-	8,360,000	_	-	_	_	-	
医薬品売買契約	国立病院機構三重病院院長 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357	R4.9.30	株式会社メディセオ 東京都中央区八重洲二丁目17番15号	緊急の必要により競争に付することができない場合(会計規程§52 IV)	-	1,931,778	ı	_	_	_	ı	単価契約(46品目) 契約期間 R4.10.1- R5.3.31
スピンラザ髄注12mg売買契 約	国立病院機構三重病院院長 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357	R4.9.30	アルフレッサ株式会社 三重中勢支店 三重県津市高茶屋小森町2671番地の1	対象医薬品の特殊性から実態として取扱業者が限られるため(会計 規則 § 52IV)	-	28,194,279	-	-	-	_	-	単価契約 契約期間 R4.10.1- R5.9.30
ゾルゲンスマ点滴静注売買契 約	国立病院機構三重病院院長 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357	R4.9.30	株式会社スズケン 津支店 三重県津市垂水750番地22	対象医薬品の特殊性から実態として取扱業者が限られるため(会計 規則 § 52IV)	-	166,911,800	I	_	_	_	1	単価契約 契約期間 R4.10.1- R5.9.30
ストレッチャースケール 一式	国立病院機構三重病院 院長 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357	R4.10.17	中辻医科器械株式会社 三重県津市高茶屋小森上野町1336番地1	予定価格が少額である場合(会計 規程§52V、契約事務取扱細則§ 17の3②)	-	1,199,000	I	ı	-	-	ı	2台購入
ボックスゾゴ皮下注用売買契約	国立病院機構三重病院 院長 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357	R4.10.31	株式会社スズケン 津支店 三重県津市垂水750番地22	対象医薬品の特殊性から実態として取扱業者が限られるため(会計 規則 § 52IV)	-	123,585,644	-	_	_	_	-	単価契約(3品目) 契約期間 R4.11.1- R5.9.30

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び 会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	* 11 *	再就職の	公益法人の	の場合		
							落札率 (%)	役員の数	公益法人 の区分	国所管、都 応札・応 道府県所管 原と分	備考	
MRI機器修繕(RECEIVER_1.5T D122の交換)	国立病院機構三重病院 院長 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357		エム・シー・ヘルスケア株式会社 東京都港区港南2-16-1 品川イーストタ ワー12階	緊急の必要により競争に付することができない場合(会計規程 § 52 IV)	ı	1,713,470	ı	_	I	ı	I	
リアルタイム濁度測定装置 一式	国立病院機構三重病院 院長 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357	R4.12.2	株式会社栄屋理化 三重県津市高茶屋小森上野町2836-1	予定価格が少額である場合(会計 規程§52V、契約事務取扱細則§ 17の3②)	1	1,540,000	_	_	-	1	1	
電動リモートコントロールベッド 三式	国立病院機構三重病院 院長 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357	R4.12.5	中辻医科器械株式会社 三重県津市高茶屋小森上野町1336番地1	予定価格が少額である場合(会計 規程§52V、契約事務取扱細則§ 17の3②)	-	1,105,500	-	_	-	-	-	
「Clinical Key」定期購読契約	国立病院機構三重病院 院長 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357		Radarweg 29, 1043 NX Amsterdam, The	医療を提供するために不可欠な臨床情報について、当該情報を提供することが可能な業者が特定されるため。	-	11,746,039	_	_	_		-	契約期間 R5.1.1- R9.12.31
無影灯 一式	国立病院機構三重病院院長 谷口 清州 三重県津市大里窪田町357	R4.12.20	中辻医科器械株式会社 三重県津市高茶屋小森上野町1336番地1	競争入札に付したが、再度の入札を行っても交渉権者となる者がないため(契約事務取扱細則§17の4)	-	16,489,000	_	_	-	_	-	

⁽注1)「再就職の役員の数(人)」欄については、厚生労働省の所管公益法人(民法第34条の規定に基づき設立された法人) に機構の常勤役職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数を記載すること。

⁽注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

⁽注3)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。